中 核 市 災 害 相 互 応 援 協 定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

２　被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１項第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第１項第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

２　激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第５条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第６条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第７条　この協定の運用体制を整備し､併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第８条　この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第９条　この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第１０条　この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第１１条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第１２条　この協定は、令和３年４月１日から効力を発生するものとする。

令和３年４月１日

松　本　市　　松　本　市　長　　臥　雲　義　尚

一　宮　市　　一　宮　市　長　　中　野　正　康

資料 2-7　中核市災害相互応援協定（中核市）

函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林眞
秋田市	秋田市長	穂積志
山形市	山形市長	佐藤孝弘
福島市	福島市長	木幡浩
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋努
川越市	川越市長	川合善明
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
船橋市	船橋市長	松戸徹
横須賀市	横須賀市長	上地克明
水戸市	水戸市長	高橋靖
柏市	柏市長	秋山浩保
前橋市	前橋市長	山本龍
高崎市	高崎市長	富岡賢治
八王子市	八王子市長	石森孝志
富山市	富山市長	森雅志
金沢市	金沢市長	山野之義
福井市	福井市長	東村新一
甲府市	甲府市長	樋口雄一
長野市	長野市長	加藤久雄
岐阜市	岐阜市長	柴橋正直
豊橋市	豊橋市長	浅井由崇
岡崎市	岡崎市長	中根康浩
高槻市	高槻市長	濱田剛史
枚方市	枚方市長	伏見隆
八尾市	八尾市長	大松桂右
寝屋川市	寝屋川市長	広瀬慶輔
吹田市	吹田市長	後藤圭二
東大阪市	東大阪市長	野田義和

資料 2-7　中核市災害相互応援協定（中核市）

姫路市	姫路市長	清元秀泰
和歌山市	和歌山市長	尾花正啓
大津市	大津市長	佐藤健司
豊中市	豊中市長	長内繁樹
明石市	明石市長	泉房穂
西宮市	西宮市長	石井登志郎
奈良市	奈良市長	仲川げん
尼崎市	尼崎市長	稲村和美
鳥取市	鳥取市長	深澤義彦
松江市	松江市長	松浦正敬
倉敷市	倉敷市長	伊藤香織
呉市	呉市長	新原芳明
福山市	福山市長	枝広直幹
下関市	下関市長	前田晋太郎
高松市	高松市長	大西秀人
松山市	松山市長	野志克仁
高知市	高知市長	岡崎誠也
長崎市	長崎市長	田上富久
佐世保市	佐世保市長	朝長則男
大分市	大分市長	佐藤樹一郎
宮崎市	宮崎市長	戸敷正
鹿児島市	鹿児島市長	下鶴隆央
久留米市	久留米市長	大久保勉
那覇市	那覇市長	城間幹子

協定締結権者

豊田市	豊田市長	太田稔彦